

近現代中国における寡婦の地位

—守節と再婚をめぐる—

白水紀子

はじめに

中国の家父長制下における女性抑圧の実態を論じる時、女性をひとまとめにして論じることに無理があるのは、たとえば同じ女性でも母と娘、姑と嫁、正妻と妾など身分によって両者の間に大きな地位の差があることをみれば明白である。そして一人の女性が一生のうちに、娘、妻、母、姑、祖母、また妾、寡婦などのいくつもの身分を体験し、時には一度に複数の身分を兼ねることもある。そのうえ、中国女性の地位はこうした身分だけでなく、祭祀を継承すべき男系子孫の出産にいかに関与したかという、継嗣の有無によっても大きく左右され、男子のない正妻が冷遇され、継嗣を生んだ妾との間で地位の逆転が生じた例は多い⁽¹⁾。しかしまた一方で、子の親に対する「孝」の実践が母である女性にも適用され、女性であっても（たとえ男子がなくとも）長生きをすれば上の世代として相応の敬意が払われる中国の慣習も考慮しなければならないだろう。つまり、ある時代の中国女性の社会的家庭的な位置づけについて論じる際には、経済状況や地域差だけでなく、以上のような複雑な側面にも対応した考察が必要であり、女性抑圧の実態はこうした各論の積み重ねによって総合的にとらえなければならないと考えるのである。

このような認識のもとに、対象を寡婦に絞り、民国時期から今日の社会主義

中国までの寡婦の形象を、両極にある二つの系譜——祥林嫂の系譜（男子のない若い寡婦の系譜）と強力な権力を握った寡婦の系譜——分けて詳しい考察をすすめたいと考えた。紙幅の都合で後者の系譜については別稿に譲り、本稿では特に前者の系譜について、その守節と再婚をめぐる状況を中心に整理してみたいと思う。

これまで、寡婦に守節を求め再婚を嫌う風潮は宋の時代に始まると一般に考えられてきたが、これに対して夫馬進「中国明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」⁽²⁾は、こうした風潮が社会全体に浸透し、社会道徳として広く作用するようになったのはむしろ明清時代に入ってからであると指摘し、さらに同時に強制再婚も広く行われていた事例を示して、明清時代の寡婦の地位がきわめて不安定であったことを論証した。たとえば寡婦の地位を左右する立嗣権について、かつて滋賀秀三『中国家族法の原理』⁽³⁾では、寡婦が「守節」して夫家に留まる場合、夫の財産権は妻に移行するが、これは男子がある寡婦であれば、やがて成人する子のために、子がなければ「夫の同族のなかから立てられる嗣子のために、信託的に妻の手に保たれるにすぎず、その処分権には制約があって（官の許可や同族の同意が必要）勝手にはできな」かったとされつつも、その立嗣権については「寡婦が立嗣権を有することは確立した法原則であり、また「再婚は、必ず寡婦自身の意思によって行われなければならないとするのが、古来の法であり慣習であった」という見解を示して、寡婦の生活がかなり安定したものであったような印象を与えていた。しかし夫馬氏は、滋賀氏の説は主として宋代の事例をもとにして生み出されたものであるため、明清時代の寡婦にはあてはまらないと指摘し、寡婦の地位は明清時代には大きく低下して、継嗣の選定は舅姑や一族の決定が優先されるようになったために（立愛から応継への変化）、寡婦の意向を無視して強引に養子を迎えるように要求される場合が多かったと論じている。また、寡婦は再婚すると遺産の所有権を（時には持参財さえも）放棄せねばならなかったために、とくに若い寡婦の

場合にはこれを狙う夫家から再婚を迫られることが多かった、と指摘している。階級別にみると、「貧しい家」の場合は、子の有無にかかわらず、再婚の際に得られる聘財（寡婦の身価）目当てに、つまり寡婦を売って「金儲け」をするために再婚は広く行われ、また「やや豊かな家」では、特に男子がいない場合には、一族間で継嗣選定をめぐるトラブルを避け、かつ寡婦の持つ遺産を奪うために強制再婚が行われることが多かったこと、これに当時の社会状況——女兒の間引きにより男女の性比率が極端にバランスを崩し、慢性的な嫁不足を生み出していた——も寡婦の再婚に拍車をかけたという。ところが「大いに豊かな家」は、強制再婚による遺産の奪取よりも、再婚によって家の体面を傷つけるほうが損失が大きいため、このクラスの寡婦に強制再婚の問題は起きにくく、むしろ守節するほうが一般的であり、さらに実子がいれば、夫に代位する絶大な権威をもつことができたのである（滋賀氏の説はこのクラスの寡婦に適用され得る）。つまり、明清時期は烈女節婦を奨励するキャンペーンの真ただ中にあり、寡婦に守節を要求し再婚を嫌う風潮が最も強くなった時期でありながら、また一方で寡婦の強制制再婚が、中下層社会を中心に、「明末以降一つの風習となり、一般化していた」ため、寡婦の地位はきわめて不安定であったと考えられるのである。

以上の研究成果を受けて、民国時期以降の寡婦の地位について、具体的に守節と再婚の実態および寡婦をとりまく環境はどうであったのか、それを資料的に整理したいというのが本稿のねらいである。清以前の寡婦に関する研究が、烈女節婦の研究の蓄積もあって、着実な進展をみせ、それが女性研究に大きな成果をもたらしているのに比べ、民国時期以降の寡婦の地位について論じたものは非常にすくない。だが民国時期以降についても、寡婦を通して中国女性の地位を検討することは、近現代女性研究に不可欠な作業だと考える。中国女性が抱えている様々な問題は寡婦となった女性に集中的に、より鮮明な姿で現れるからである。最終目標は、中国の家父長制の特色を、寡婦の視点をとおして

より鮮明に描き出すことにある。

第一章 民国時期の寡婦の守節と再婚

(一) 寡婦に対する守節の呪縛

本節では、まず寡婦に対する守節の要求について、民国時期の状況を簡単に整理しておきたい。

そもそも寡婦に守節を求め再婚を阻んだ主な精神的原因は、夫馬氏が指摘するように明清以降の礼教による貞節観念の強化であることは間違いない。北宋の程頤が「餓死は小事、失節は大事」と発言して以来、女性の貞節を重んじ、再婚を嫌う風潮が社会道徳として少しずつ強まり、それが明清時代にピークを迎えたためである。忠・孝・節が封建道徳の三つの柱「三綱」として重んじられ、守節する女性を一族が抱えることは一族のステイタスシンボルにもなったのである。民国時期はこの流れの延長にあり、1914年に袁世凱が「褒揚条例」を公布して節婦烈女を表彰したのはよく知られている⁽⁴⁾。節婦とは30歳以前に夫を亡くし、50歳を越えるまで再婚しなかった女性をさし、烈女とは夫が死亡した時に殉死したり、貞操を死をもって守った女性をさす。さらに婚約者が死亡した後に守節した女性も「貞女」と呼ばれて大いに讃えられた。たとえば、身寄りのない貧しい寡婦のなかで守節の意思をもつ者を収容する慈善救済院「貞節堂」(呼び名は様々である)が民国時期に入ってから建設・運営されていたことも、こうした社会の風潮の反映であろう。身寄りのない寡婦や男やもめ、孤児を救済する救護施設は昔からあったが、寡婦およびその子だけに限られる貞節堂は、清の時代になって建てられ始めたといわれている。おそらく、烈女節婦の奨励が地方レベルにまで浸透し、節婦の数が夥しい数にのぼるにつれて、没落した士大夫層の家族を中心にこうした救済施設が必要になったのであろう。この施設は民営と公営があり、紳商や官吏たちは礼教保護の名誉

を勝ち取るため、あるいは地域の風紀の向上に貢献することで政治的榮譽を掴むために、この事業に加わったらしい。詳しい内容は省略するが、こういった救済施設は民国20年（1931年）、浙江省だけでも19施設確認されており、そのうち民国になって建てられたものが4か所ある⁽⁵⁾。民国時期にも寡婦の守節を奨励する動きは確実に存在していたのである。

しかしながら、あるいはそれゆえに、かくあるべしと期待される「寡婦の守節」の本来の概念と、これを現実社会で実行に移す男たちの意図と、寡婦本人の意識との間には大きなズレがある場合が多い。中国の伝統社会では、女性は結婚し夫の家の正規の家族として認められて後、初めてその身分が確定される。よって未婚女性や何らかの理由（離婚など）で実家に戻った女性が死亡すると、彼女たちは実家の墓に入る事が許されなかった（死後に見知らぬ未婚の男性の墓に合葬する冥婚の風習はこうした行き場のない女性の救済の意味をもつ）。同様に、寡婦となった女性が実家に戻ることは基本的にはあり得ず、夫家において守節するか、あるいは夫家の決めた再婚に従うかのいづれかであった⁽⁶⁾。かりに実家が夫家側にいくらかの金銭を渡して娘を引き取ったとしても、それは実家から再婚させるためであることが多い。豊かな家のクラスの寡婦は一般に守節する者が多く、望まぬ再婚を迫られる貧しい寡婦よりも恵まれているように見えるが、しかしながら、守節する寡婦は陳列ケースに飾られた贅沢品のようなもので、再婚のために次々に人手にわたる寡婦と同じように、本人の意志（再婚する、しない自由）がまったく無視され、「モノ」として扱われていることには変わりはない。文学にも、民国時期になると寡婦の守節をめぐる社会の実態に目を向け、こうした社会の風潮や迷信に批判的な作品が多数描かれるようになる。

孫俚工「家風」（1924年）⁽⁷⁾は、節婦として表彰された祖母の牌坊建設を巡って新旧世代の対立をテーマにしたものであり、台静農「燭焰」（1927年）⁽⁸⁾は衝喜（婚約者が重い病気に罹った時、早々に結婚式を上げるとその病気が治

ると信じられていた。当然、結婚後まもなく夫が病死するケースが多い) によって嫁いだ少女が、幾日も経たぬうちに夫を亡くし、寡婦となって一生を夫家で守節することになった話、施蛰存「春陽」(1933年)⁽⁹⁾は望門婦(婚約者が死亡したのち、予定どおり夫家に嫁いで守節する寡婦)の恋の妄想の話である。そして柔石の「怪母親」(1929年)⁽¹⁰⁾は、子供たちを育て上げた後の寡婦の精神的孤独に焦点をあてて、食事を拒否してみずからの命を絶った寡婦の話が描かれている。母は瀕死の床にあって、息子たちに自分を救いたければ、「すぐに私のために夫を探してきておくれ、私は再婚したいの」と言い、さらに続けて、「もしだめだと思ふなら、お前たちの父さんの所に行かせておくれ」と言うのだった。「再婚したい」という言葉は彼女がその長かった寡婦の生活の中で初めて口にしたものだった。しかしこれまで彼女には現実の生活のなかでそれを追求するだけの勇気がなく、また子供たちが許すはずもないとわかっていて、だから死んで亡夫のもとに行きたいというのである。寡婦として生きるということが、節を守り、ひたすら家の存続のために男子を立派に育て上げることに集約されたとき、寡婦自身の感情生活に注意をはらうものは誰もいなかった。柔石は、社会から与えられた「役割」を果たした後に自ら命を絶つことによって不幸な女性の一生に終止符を打とうとしたこの寡婦に深い同情を寄せている。

また、守節せずに再婚した女性を一段低い人間とみる社会の風潮を、たとえば蕭紅「小城三月」(1941年)⁽¹¹⁾は次のように描いている。この小説は、結婚問題に直面した若い娘翠姨が、再婚した女の娘であるという理由で周囲から一段低い人間とみなされ、また自分自身もそう思い込んで、主人公「私」の従兄弟への愛を断念し、親の決めた相手との結婚も拒んで衰弱死していく話である。翠姨の母は最初の結婚で翠姨と二歳年下の妹を生み、しばらく寡婦をとおしたあと娘たちを連れて「私」の外祖父と再婚したのだった。はじめ翠姨の結婚相手として「私」の父方の従兄弟の名前があがった時(翠姨の意中の人だっ

た)、父方の祖母が反対した。

一族の祖母はこの話を聞くと直ぐに反対して、言った。寡婦の子供は「命」が悪いし、家の躰けも受けていないだろう、まして父親が死んだ後に、母親が再婚している。いい女は二夫にまみえず、というだろう。こんな女の娘は、祖母はいらない、といったのである。

寡婦となった女性を不吉なものとして忌み嫌い、さらに寡婦の再婚を不道德として非難する風習は、このようにその家族にまで影を落としている。翠姨の母は男子を生んでいないため、たとえ先夫の家が豊かな家だったとしても、再婚は決して珍しいケースではない。それに彼女の再婚は本人の意志とは無関係に先夫の家が取り決めたものだったはずである。しかしながら、それでも周囲のモラルが翠姨の母を許さなかったのである。魯迅は「我之節烈観」(1918年)⁽¹²⁾で、「失節は、男と女がいてこそ成り立つものであることを知らぬ者はないであろう。ところが、責められるのは女ばかりで、女の節を破った男、不烈女をつくった暴漢に対しては、すべてうやむやにしてきた。——社会通年では、不節烈の女は下等な人間であるから、この社会には受け入れられない」のだと述べていたが、後に「祝福」(1924年)においてこのテーマを作品化し、寡婦の再婚に対する容赦のない攻撃が下層社会まで広く浸透している現実を典型的に描いている。

1935年に山東省鄒平県で行われた全県戸籍調査によると、既婚女性のうち寡婦が18.38%という高い比率を占めており、寡婦の再婚は初婚と同じく本人の意志とは無関係に行われ、男子がいた場合は、たとえ生活が苦しくとも再婚できなかったと報告されている⁽¹³⁾。地域によっては、経済的困窮に関わらず寡婦に守節を要求する風潮が強いところもあったのである。

(二) 自由再婚——寡婦を縛る男の論理

このような社会の雰囲気の中で、かりに寡婦本人が守節を拒否し、自らの意志で強く再婚（自由再婚）を希望した場合には往々にして一族の干渉を伴った。旧時、寡婦の恋愛にも姦通罪が適用され、刑法上でも反社会的な行為として見なされていたからである。

姦通罪は、女性の側に夫がある場合を有夫姦、未婚女性あるいは寡婦の場合を無夫姦と呼び、清以前はいずれの場合も有罪であった。ところが民国時期は無夫姦をめぐっては判定がたびたび変わり、1911年から14年までは無罪、1915年から18年ごろまでは有罪、そしてその後10年間は審議過程にあって定まらず、1928年に国民党政府による新刑法が公布されてようやく無罪という判決に落ち着く⁽¹⁴⁾。ために、かりに寡婦の自由恋愛に対する一族の制裁の不法性を指摘しようとするれば、30年代以前は、国の刑法が適用される時期や政府の勢力の及ぶ範囲によって異なるために、またそれ以降も実際にどれほど国の法律が機能していたかは疑問であるために、慎重にならざるを得ない。だがいづれにせよ姦通罪は女性の尊親属からの告発によってようやく罪を論じることになっており、寡婦の自由恋愛・自由再婚が発覚したとき、一般的な傾向として、裁判に訴えるよりも一族内で処理することのほうが多く、現実社会では寡婦は国家の法とはまた別の規範——族規・郷規によって裁きを受け続けたと考えたほうがよいだろう。

女優の王瑩の自伝小説「宝姑」⁽¹⁵⁾には、寡婦の恋愛がエピソードとして登場する。その時代背景は1920年代前半、舅の弟の嫁が寡婦となり、男を作って再婚したがっていることに慌てた一族の者が、最年長であり一番出世している舅のもとに相談にやってくる場面から始まる。彼らの話では、当初、相手の男に村への立ち入りを禁止し、この嫁を監禁することでことをおさめようとしたが、嫁が反抗して騒ぎ立て、再婚できないならば自殺するとわめきたてたため

に、一族の「恥」が村中に知れ渡ってしまい手におえないのだという。舅のかわりに調停に出向いた姑は、相手の男に対して一族の者に賠償金として50元を払うよう命じ、寡婦には身につけた着物以外一切の持ち出しを禁じて村から二人を追い出すことで話をつける。そしてこの寡婦の3人の子のうち2人の娘は連れていかせたが、息子は残し、姑が引き取って戻って来る。このエピソードは、寡婦の自由な再婚が一族の恥だと考えられていたこと、再婚に際しては一族の干渉を受けたこと、かりに再婚が許されてもこのケースのように女性は一切の権利を剥奪されてしまうこと、などを如実に伝えている。

だが、寡婦の守節をめぐる男性の言説と行為はそれほど単純ではない。沈従文は「巧秀和冬生」(1947年)⁽¹⁶⁾において、寡婦の恋愛や自由意志による再婚に一族が干渉したのは、単に儒教的倫理規範に基づく女性への貞節の要求、という「純粹」に観念的なものだけではなかったこと、その大きな動機には男の名誉や面子、ひいては個人的な欲望があったことを鮮明に描いている。

この物語は娘の巧秀の恋愛が、彼女の母の恋愛の悲劇との対比で語られる。1930年代はじめ、23歳で寡婦となった巧秀の母に情夫ができた時、彼女が相続した僅かな田畑を狙う一族の男たちが、母と情夫の密会の場に踏み込み、これを姦通とみなして、相手の男を殴って追い返してしまう。そして彼女の母を遠くに嫁がせ、財産だけでなくさらにその結納金までもせしめようとした。ところが、母が田畑などの家産も娘も全て捨てて男に付いてゆくと言い張り、一族の命令に従おうとしなかったために、面子を潰された一族の男たち、特にかつて彼女を足の悪い自分の息子の嫁にしようとして断られ、さらに寡婦となつてからは度々手をだして拒絶され苦々しい思いをしたことのある族長が、村の旧い徒を持ち出してこの若い寡婦を河に鎮めてしまったのである。男たちの論理によれば、この制裁行為は道德教化を維持し、一族の体面を保つための当然の行為であった。しかし、この制裁を行った本当の動機は、族長個人の、かつて男の面子を潰された私憤を晴らすためであり、一族の所有物が他の男に奪われ

ることに対する嫉妬であり、さらに男たちの女の裸体への好奇心とサディズムからだった。彼女の母は河に鎮められるために一族の若者たちによって裸にされ石臼を背中に縛りつけられた。「皆は若い寡婦を取り囲み、びちびちした若い肉体を恥知らずにも存分に楽しみながら、もういっぼうでは、女を恥知らずと口を極めて罵った」のである。族長は思った。「いまましいのは、『肥えた良い水を他人の田に流さない』というように、この肉体がよそ者に取りられることなのだ。嫉妬が胸の内に燃えさかり、道徳心がそれにつれてますます強まり、サディスティックな気持ちでいっぱいになった」。このように沈従文は現実の本音の世界に迫り、一族の男たちの寡婦の恋愛・自由再婚に対する「正義」の制裁が、実は男たちの身勝手な論理によって「作られた」ものであることを鋭く突いているのである。女性の貞操を本気で大切だと思う男性はここにはいない。

(三) 民国時期の寡婦の強制再婚

夫馬氏が指摘しているように、明清時期においては一方で守節を奨励して再婚を忌み嫌う傾向にありながら、また一方で寡婦の強制再婚が一般化していたという。すでに整理したように守節を奨励する社会の動きは民国時期にも続いていることが確認できたが、それでは強制再婚はどうだったのだろうか、本章ではその実態をまとめてみたいと思う。

強制再婚とは、必ずしも寡婦の強烈的な抵抗を伴うものだけをさすのではなく、自由再婚の対の言葉として、本人の自由意志によらない再婚を全てさす。民国時期は初婚の場合でも「結婚は家のため、親のため」という結婚観のもとに親が取り決める旧式結婚（包辦婚姻）が殆どであったから、寡婦の再婚の場合も、本人の意思が尊重されるケースのほうがまれであったろう。ただ主婚権が、初婚の場合は家長であったのが、再婚の場合には基本的に亡夫の家に移ること、また再婚時のほうが売買婚の要素が強まり、そのぶん寡婦に対する強

制が露骨になることなどは一般的な傾向として指摘できるだろう。

民国時期の寡婦の強制再婚をイメージするには、魯迅の「祝福」⁽¹⁷⁾に登場する祥林嫂がもっとも適している。祥林嫂の悲劇の背景は複雑だが、直接の原因は経済的な理由から、一族の男たちが思いのままに彼女を強制再婚させたり家を追い出したりしたことにある。寡婦となった祥林嫂が魯鎮（江南地方の架空の町）に現れたのは彼女が26～7歳の時だった。彼女にまだ子どもがいなかったので、口やかましい姑の家を逃げだしてきたのである。ところが年が明けた頃、姑が突然現れ、一族の者らしき男たちと一緒に祥林嫂を縛り上げ、無理やり家に連れ戻してしまった。山奥の男に再嫁させるためである。村の者に嫁がせるより山奥のほうが結納金が多く手に入り（姑は約80元を手にいれた）、この金で次男（祥林嫂の夫の弟）の結婚費用を捻出しようという姑の目論見であった。

祥林嫂は激しい抵抗もむなしく力づくで再婚させられた。だがその夫も病死し、一人息子も事故で亡くなると、夫の伯父から家を追い出されて行き場を失い、彼女は再び魯鎮に姿を現した。しかし、町の人々の「声の調子は以前と違っていた。言葉は交わしたが、笑顔は冷たかった。」それでも最初は、彼女の悲惨な身の上話を聞くと、男たちは彼女をなぶりものにする気も失せ、女たちの顔からも蔑みの色が消えた。だがやがてそれも飽きられ、吐きすてられてしまう。彼女は周囲の男たちだけでなく、同性である女たちからも見捨てられ、追い詰められていく。祥林嫂は「この世の罪を償い、あの世の苦しみを許してもらおう」ために、一年かけて金を貯め、土地廟に敷居を寄進した。しかし、それでも何一つ変わらないことが分かった時、彼女は生きる希望をなくして、乞食となり絶望の中で死んでいった。

では、民国時期において、祥林嫂のように強制的に再婚させられるケースは、明清時期のように一つの習慣といえるほどに多かったのだろうか。

1939年山西省興県の生活レポートをみてみよう。興県は非常に貧しい地区

で、95%が売買婚であり、家畜の売買しながらその場で値段の交渉をして女の値段が決まっていた。相場は抗日戦争前は1歳につき10元、抗戦後は価格が低落しているとある。このような地区での寡婦の再婚は、つぎのようであった。

女性の貞操はここでは浙江のようにあれこれ問題にされない。寡婦は非常にすぐない。生活が苦しいため、寡婦の再婚はありふれた事であり、決して「望門寡」などの悪習慣はない。しかしまたいたるところに「竹節松貞」の石碑坊がみられる。寡婦の再婚にも売買は避けられず、興県の農家では次のような習慣がある。「寡婦が再婚すると、夫家が銀三分の二、母方が銀三分の一」。一般に寡婦の結納金は娘よりも高い。理由は、寡婦を買う相手の年齢が比較的高いこと、また寡婦の結納金の額は両家の同意を取る必要があり、かつそれを両家で分けるからである⁽¹⁸⁾。

寡婦が再婚する時の結納金の分配方法は様々だが、『民事習慣大全』（後述）や興県の生活レポートなどを見る限り、亡夫側の取り分が多いのが一般的である。亡夫の家では「彼女が家にいた間の衣食の費用を差引いた上に、さらに金儲けを企む。そのため、寡婦の相手の条件はさらに劣悪になり、金だけが交渉の主体になっている」⁽¹⁹⁾という。たしかに、寡婦の再婚は嫁入り支度の必要がないため、亡夫側は彼女を嫁にもらった時よりも「得をする」ことが多かったのである。

1940年はじめの華北農村調査資料にもとづいて仁井田陞氏は、「農村では寡婦の再婚を非難することはあまりなく」、「寡婦が食えるか食えぬかの問題である。亡夫の家に居たままで食べられるなら大体再婚はしない。」反対に、食べられない寡婦は子があっても、子を捨てて他家に嫁ぐのだと述べている⁽²⁰⁾。つまり農村の寡婦の再婚には「二夫にまみえず」などの倫理規範以前の問題として経済的要因があげられることを指摘しているのであるが、これは興県の事

情と同じであろう。民国時期とくに1930年代以降は度重なる戦争と全国的な経済不況に見舞われ、興県のように貧しい地区がかなり広範囲に存在したと考えられる。とすれば、強制再婚させられる寡婦の数は守節する寡婦よりも相当多かったに違いない。

1924年に編集された『中国民事習慣大全』「第四編婚姻」⁽²¹⁾にも、各地の寡婦の再婚に関する事例が記載されており、ほぼどの地域でも寡婦の再婚は行われていたことが確認できる。たとえば福建省順昌県の習慣として「女性が夫をなくし、子がなく、生計が苦しい場合は、家長の承諾を得て、多くが再婚している。またわずかに財産があり、子女がいる場合でも、婿とり（招夫）、あるいは子供と財産を持って再婚する者も多い。およそ中下層社会において、この風習は盛んである」とあって、「貧しい家」の寡婦だけでなく、「やや豊かな家」の寡婦の再婚も広く行われていたことが確認できる。

だが、その一方で寡婦の存在自体を不浄なものとしなしたり、その再婚を村じゅうで軽蔑する風習があったことも各地で報告されている。たとえば、寡婦を娶る男側は寡婦が乗った轎が通過する沿道の村に対して「過庄錢」「城門錢」などの名目で金銭を支払わされ、寡婦の住む村に対しても「羊酒錢」「井錢」「出巷錢」などの金銭（あわせて結納金の一割程度）を支払わねばならなかった⁽²²⁾。この風習はそれまで村に寡婦が世話になったお礼というよりも（初婚で村を出て行くときにはこのような要求はない）、村の体面を汚した賠償金の性格が強い。もちろん、地域によって文化の違いから、北京郊外挂甲屯のように道德規範を重視し、極力寡婦の再婚を避ける地域⁽²³⁾もあれば、雲南省呈貢県のように、男女の結合に寛容な風習がある地域では、寡婦の再婚が特別視されない所もある⁽²⁴⁾。しかし、こうしたごく一部の地域を除けば、寡婦の再婚に対する倫理的非難は中国のほぼ全地域でみられたと考えられる。それは前節でも述べた通りである。

問題は、寡婦の強制再婚が社会で広く行われながら、その一方で再婚した女

性を軽蔑する風習が社会に生き続けているために、寡婦は不本意な再婚による苦しみだけでなく、さらに社会から言われなき精神的肉体的苦痛を二重三重に味あわされるところにある。仁井田陞氏は先の論文で、経済的貧困の前では、守節などという道德規範は機能しないことを指摘し、「農村では寡婦の再婚を非難することはあまりない」と述べながら、そのあとには「寡婦は再婚のためには、亡夫の村を出ることになるが、その出るについてはただではすまされない」として、再婚時に行われる寡婦に対するさまざまな嫌がらせの風習を具体的に紹介している。だが、ここではっきりさせねばならないのは、非難されないのは亡夫の家であって寡婦本人ではなかったという点であろう。むしろこのことを問題にして、視点を寡婦の側に移し、救済の道が閉ざされた寡婦の一生を描いたのが魯迅の「祝福」であり、祥林嫂の悲劇は、守節の要求と強制再婚という二つの相矛盾する流れが一人の寡婦に集中したために起こった、まさに当時の社会矛盾の象徴でもあったのだ。祥林嫂の悲劇は決して個別的な特異な出来事ではなかったのである。

中国の現代文学で、寡婦の再婚をはじめ典妻、売妻、童養媳などさまざまな女性抑圧の実態を描いた作品には、主として郷土文学あるいは地域文化小説とよばれるものが多い。作者では魯迅をはじめ、許傑、柔石、台静農、馮文炳、などがそうである。以下、その中から寡婦の強制再婚にまつわる作品を幾つか紹介したい。

許傑「改嫁」(1927年)⁽²⁵⁾は、夫を失って悲しみのどん底にある寡婦の気持ちにおかまいなく、あわただしく再婚話が進められていく様子が寡婦の不安なまなざしを通して描かれている。主人公は19歳で寡婦となり、家にはやはり寡婦である姑と1才になったばかりの女の子が残された。ところが姑は、自分と同じ不幸を体験した彼女に同情を寄せるところか、葬式が終わって幾日もたたないのに、もう彼女を再婚させようとする。じっは、病弱だった息子の薬代などですでに借金が出来、嫁が守節するのは姑にとっては迷惑なことだったの

だ。姑の関心は当然もっぱら相手方が幾ら金を出すかにあり、女兒の処遇（連れて再婚するか、家に残すか、童養媳としてよそに早々に嫁にやるか）について彼女の希望をたずねてくるだけであった。

柔石の作品で寡婦が登場するのは、寡婦の貧困を描いた「二月」（1928年）⁽²⁶⁾がまずあげられる。ここに描かれる寡婦は、経済的に全く無力で、村人のあらぬ噂にもひたすら耐える弱い女性として登場する。心の支えだった男子を病死させた彼女は、好意を抱いていた主人公に再婚をすすめられて更に傷つき、自殺してしまう。この寡婦を死に追いやったものは度重なる家族の死と生活苦であった。早くも人生の苦しみをなめつくした彼女には再婚はさらなる不幸としてしか受け止められず、彼女の自殺はこの再婚話が直接の引き金になっている。そもそも意にそわぬ再婚を強制される女性にとって、守節はある意味では自己を守るための楯となる。しかし、この小説の寡婦の場合、守節は餓死を意味した。彼女の自殺は、残された道が再婚しかないと悟った時の、彼女にできる唯一の「抵抗」だったのであろう。

また、同じく柔石の『人鬼和他底妻的故事』（1928年）⁽²⁷⁾は、再婚後の悲劇を描いたものである。県の書記官をしていた父のもとでなに不自由のない暮らしをしていた少女が両親を病気であいついで亡くして童養媳にやられてしまう。21歳の時に夫が死亡して再婚話が出た時、彼女はこれで姑の折檻や飢えから救われると内心ほっとする。しかし、その再婚相手とは、本職の左官の仕事よりも死体運びの方で主な収入を得ている知能の発達が遅れた醜悪な顔をした男だった。この男は偶然手にした幾許かの金を全部つぎ込んで彼女を買ったのである。この家でもあいかわらずの貧困と姑の虐待が待っていた。この時、彼女に救いの手を差し延べたのが隣家の妻子ある男性で、のちに彼女はこの男性の子を身ごもり、周囲の嘲りに打ち勝って出産する。しかしその子が5歳の時に病死すると、彼女は生きる希望をなくして自殺してしまうという話である。

以上、民国時期の寡婦の守節と再婚についてまとめれば、寡婦のその後の身

の振りかたは、儒教道徳の規範と経済的要因の二つが常に天秤にかけられて決定され、階級が下にいけばいくほど経済的要因が優先されて強制再婚させられることが多かったこと。また、その際に退けられた道徳規範は寡婦の再婚を忌み嫌う風習となって社会に生きつづけ、非難は再婚させた亡夫の家ではなく、無力な寡婦に集中したこと、そしてこの抑圧の構造に同性である女性たちも加担して、寡婦の不幸をより一層救いがたいものになっていること、などの点が指摘できるだろう。

第二章 中華人民共和国における寡婦の守節と再婚

(一) 寡婦の自由再婚を阻む守節の縛り

1950年、婚姻法が公布された直後の中国社会の変動をみてみよう。この婚姻法は離婚法ともいわれ、当時、女性の側から大量の離婚請求が出されると同時に、これに抵抗する夫や一族の者によって相当数の女性が殺害されている。男たちにとって、いい女は二夫にまみえないものであり、一人の男性に一生を尽くすのは天の理、まして女のほうから離婚の請求をするなど考えられないことだった。もちろん彼らが離婚に反対した直接的な動機として他に現実的な側面があった。それは、多額の金銭をはたいてようやく手にいれた妻と離婚すれば、その出費が無駄になるだけでなく、労働力を失い、さらに新しい婚姻法に基づいて財産まで分けねばならなかったからである。そのため村の男たちは共同で「自己の利益」を守るために暴力をふるって女を家にとどめようとしたのである。小野和子「婚姻法貫徹運動をめぐって」⁽²⁸⁾によれば、この時期に婚姻問題で自殺あるいは他殺により命を落とした女性は相当数にのぼり、たとえば1951年の1年間に中南区だけでも1万人あまりの女性が死亡しているという。こうした男性側の猛烈な反発を前に、その後の婚姻法貫徹運動は、童養媳や妾など不幸な婚姻関係からの解放に重点を置いたものへと範囲は狭められてい

く。そして、この新しい婚姻法のもう一つの柱として寡婦の再婚の自由があったのである。たとえば、福建永春県第二区の15の郷では、8995名の女性のうち、寡婦が1307人（14%）いたが、婚姻法の宣伝の結果、うち73人が再婚している（《人民日報》1952-10-22）⁽²⁹⁾。また、婚姻法貫徹運動の先進地区として注目されていた河南省魯山県では1951年に民主運動を展開して婚姻法の徹底に力を注いだ結果、自由結婚690組、離婚511組、寡婦の再婚128人という数字が報告されている（《人民日報》1953-1-6）⁽³⁰⁾。この時期には各地でこれに類似する報告が多数寄せられているが⁽³¹⁾、こうした大量の寡婦の再婚の動きは、見方を変えれば、これまで寡婦の再婚が社会から容認されていなかったという事実を伝えている。

だが、寡婦の再婚も、離婚と同じようにそう順調には受け入れられなかったと見るほうが現実に近い。とりわけ寡婦が自由意志に基づき愛人と正式に結婚しようとした時、やはりこれまでと同様に、強い干渉を受けているからである。彼女たちは、寡婦の再婚を嫌う風習の中で、これまで好きな相手がいても再婚することができず、密かな関係を保つしか方法がなかったため、1950年の婚姻法はこうした寡婦たちに朗報として受け止められた。しかしながら、上記のような一部の幸運な寡婦を除いて、その多くが又しても家族や一族そして幹部からも干渉を受けたのだった。たとえば河北武安では、27歳で寡婦となった女性が婚姻法公布後に愛人と正式に結婚しようとした時、息子が同意せず、幹部も批准しなかったケースや、愛人との結婚を区政府に登記しようとしてきた寡婦が侮蔑の言葉を投げかけられてしりごみしてしまったケース⁽³²⁾、独身男性と寡婦が結婚しようとする、「不法」だといって村の幹部が二人を縛り上げた事件⁽³³⁾、村の幹部が大会を開いて、再婚を申し出た寡婦を吊るし上げ殴打し、自殺に追い込んだケース⁽³⁴⁾など、こうした事件は後をたたなかったのである。新しい婚姻法を推進する主体となるべき幹部の中に、婚姻の自由の意味が理解出来ず、寡婦の再婚に対する罪悪観が根強く存在したために、寡婦の自

由再婚は家族や一族ばかりか、幹部からも干渉されたのである。彼らの多くがその土地の出身者であったため、同じ土地の者から嫌われるようなことをしながら、それは婦女連の幹部でさえも例外ではなかったという。よって当時政府は婚姻法貫徹にはまず指導層の意識改革が急務であるとして、1951年9月には婚姻法執行状況の報告を呼びかけ、さらに1952年7月には「継続して婚姻法を貫徹する運動」が全国的に展開されていった。

当時の様子を、前述の小野和子氏の論文でも紹介されている、石果の小説「風波」(1953年)⁽³⁵⁾は、つぎのように描いている。

寡婦の楊么嫂は現在40前後、20歳前に寡婦となった。そして今、寡婦も再婚してよいという婚姻法が公布されたので、長年秘密にしてきた愛人と、晴れて再婚しようとしたのであるが、一族の反対にあい自殺未遂をおこしてしまう。その娘も、自分の決めた相手と結婚の約束をしたばかりだった。これが族長の耳にはいり、この母娘にまとめて制裁を加えるために一族の集会を招集する。楊么嫂母娘が住む村は楊姓のものが多数をしめて一族をなしており、その族規には「本族内外の婦女は、終身ひとりの夫を守り、もし、私通、再婚などのことがあれば、族人の処断にまかせる」と書かれていた。宗族の集会が招集されたことを知った楊么嫂は、これが解放前だったら、石臼に縛りつけられて河になげこまれるか、金竹の笞で半殺しになるまで打たれるかのどちらかだと、体が震えて来る。族長の目には「寡婦が守節しなくてもよく、子供たちの結婚は親が決めることができない、このご時世こそどうかしている」と映り、楊么嫂らのことを「一族の恥」だと信じて疑わないのである。ところが、時は婚姻法貫徹運動期間のまっさい中、進歩的な幹部の陰からの協力によって、この集会は楊么嫂ら母娘の勝利に終わる。

結末はややパターン化しているが、それでも当時の細かな現実が大変詳細に書き込まれていて、宗族という古い枠組みが社会主義中国になって徐々に崩れていく様がじつにいきいきと描かれている。しかし、これはあくまでも小説の

世界。この作品は、村の幹部が進歩的な設定になっているが、現実にはむしろこれは例外的存在であり、上述のように当時の新聞報道をみると、幹部が寡婦の親戚一族と一緒に自由再婚に干渉する事例が多い。婚姻法貫徹運動は1953年4～5月で一応収束し、継続運動に切替えられる。その直後の総括報告（《人民日報》1953-11-19）⁽³⁶⁾によれば、婚姻法貫徹運動の先進地区として見なされたのは比較的早く民主政権が樹立した山西省武郷県、山東省文登県、河南省魯山県などごく一部にかぎられ、全体の15パーセントにすぎない。中南、華東地区などの中級レベルの地区では、一部で婚姻の自由が実現されたものの、まだ旧式結婚、早婚が普遍的に存在し、寡婦の自由再婚も少ない。さらに山西河津、西北の大部分、広東興寧、浙江および山東新区など下級レベルの地区では旧式結婚や童養媳さらに蓄妾の風習など古い婚姻の風習が根強く残っていると報告されている。つまり、先進地区として挙げられた一部の地区以外は、新しい婚姻法が民衆に浸透していないことを示している。1950年代初めの中国社会では、宗族（族規）や村落共同体（郷規）は依然として強力な力を持っており、寡婦の自由再婚は、新しい婚姻法の世界とはまた別の規範の中で厳しく非難され、制裁を受けつづけていたのである。

次の報道はそれから40年ほど経った1980年代後半に、新婚姻法（1981年改定）の再度の宣伝活動の成果として紹介されたものである。このころ中国国内では、1985年前後に法律知識の普及キャンペーンが行われ、各省では「婦人と子供の合法的權益の保護に関する規定」が制定されて、人々の法権利意識が高まった時期でもあった。

1988年7月29日付け《人民日報》に「寡婦門前喜事多——泗洪県425名寡婦衝破世俗再結良縁」というタイトルで江蘇省泗洪県での寡婦の再婚が盛んになったという報道が載っている。それによれば、ここ2年来「婚姻法」を宣伝した結果、礼教の束縛からようやく解放され、子供や舅姑の反対を乗り越えて、多くの寡婦が再婚にこぎつけたのだという。さらに1989年5月28日付け「時集

郷61名寡婦喜建新家」は、江蘇省新沂県時集郷で61名の寡婦が再婚したことを報道したもの、1990年2月9日付け「依法治市 形式多様——山東省日照市普法工作見聞」も、同市で古い観念を打破して187名の寡婦が再婚したことを伝えたものである。これらの報道の内容そして文体までもが、1950年の婚姻法公布直後にみられた寡婦の大量再婚を伝えたニュースと驚くほど類似していることに気づく。

1991年に行われた山東省「当代中国婦女地位調査」⁽³⁷⁾によると、「女性は終身一人の夫を守るべきだ」という伝統観念に対して、この地区の女性の41.39%、男性の57.34%が反対している。つまり農村部では今日でもまだ半数が寡婦の再婚を歓迎せず、なかでも女性自身にその傾向が強いという重い現実がみえてくる。また、同じ質問をした別の調査結果⁽³⁸⁾によると、女性間でも都市と農村では大きな開きがあり、都市部の女性は75.38%、農村女性は43.93%がこの伝統観念に反対であった。ところが比較的自由的な雰囲気にあるようにみえる都市部でも、《人民日報》「排難解憂 赤誠尽職——記北京市婦連法律顧問処的的女律師們」(1985-3-1)によれば、法律相談にやってくる寡婦は、自分自身の中に再婚について矛盾する感情が存在し、古い貞操観念と戦っているために、家族の反対にあうと、これ以上争う勇気がもてないという悩みを抱えているという。

こうした寡婦の自由再婚を阻む守節の縛りを描いた作品に戴厚英「鎖鏈是柔軟的——」(1982年)⁽³⁹⁾がある。ここには、親代わりになって寡婦とその子供たちの生活の面倒をみてくれた優しい義兄の無形の束縛によって、再婚をあきらめざるを得なかった寡婦が登場する。1958年、主人公の瑞霞は28歳で寡婦となった。この時すでに彼女のお腹には二人目の子供がいた。実家の両親はその子が「男であれば守節し、女であれば婚家を去る」と言う。彼女は男の子を生み、義兄夫婦に男子がいなかったため、その子は一族の宝として育てられることになる。「彼女は知っていた。——皆が目を大きく見開いて若い寡婦

である彼女が守節を通すことができるかを見ているということ。もちろん、すでに婚姻法があり、誰も彼女に再婚は許さないなどと言うような者はいなかった。しかし心では分かっていた。実家も、婚家も、誰もが再婚を望んでいないということ。食料飢饉に見舞われた1960年はじめ、義兄夫婦は少しでも食べ物が手に入ると自分たちの子供よりも、まず彼女の息子の福元に与えようとした。いたたまれなくなった瑞霞は娘と福元を連れて義兄の家を出、乞食をする。その時、食堂の炊事員の劉四と知り合うのだが、噂を聞きつけた義兄が、飢えた体をひきづって彼女を訪ねてくる。「瑞霞、僕も君の義姉さんも君のことを悪く思っていない。家を出たければ出ればいい、僕らは君を止めることはできないからね。だが福元は金家の人間だ、あの子を改姓させるわけにはいかない。知ってのとおり、僕も君の義姉さんもこの可哀相な子をとても愛しているのだよ。」そういつて涙を流す義兄を見ながら、瑞霞はこれまで義兄一家に言い尽くせぬほど世話になったことを思いおこし、再婚を考えた自分を恥ずかしく思うようになる。「彼女は自分と劉四との関係をすっかり話してしまい、義兄と義姉に自分の一時の迷いを詫びた。彼女は義兄に誓って言った『今後二度と彼には会いません』と」

この小説のタイトルが示しているように、寡婦は、義兄をはじめとする周囲の人々の目に見えない柔らかな鎖によって、守節を強制されたのである。寡婦に対する一族の干渉は常に暴力的な形をとって現れるとは限らない。寡婦に愛人が出来たと知った時の義兄のぎりぎりの決断——福元を残して再婚せよ——は、昔であれば、経済的要因と家の存続を考慮した時のごく常識的な選択であろうが、1960年代の中国では、法律上もはや義兄にこのような決定権は与えられていない。しかし、瑞霞も、義兄も、だれもそのことの不合理的に気づいていないのである。

また、張弦「未亡人」(1981年)⁽⁴⁰⁾は文革後に名誉回復した高級幹部の未亡人と郵便配達夫との恋愛を描いたもので、映画化されたこともあり、寡婦の恋

愛と再婚をテーマにした作品としてよく知られている。主人公の未亡人は43歳。一男一女がある。彼女が5歳年下の恋人と再婚しようとした時、三つの大きな障害が待ち受けていた。一つは社会の干渉。彼女の職場で二人の関係がトップ・ニュースとして人々の噂にのぼると、その翌日、彼女は職場の配置転換を言い渡される。未亡人の「スキャンダル」によって亡き夫の信望・名誉が損なわれることを憂慮したからだという。二つめの障害は、郵便配達夫の母の反対であった。この母親は、やはり若くして寡婦となり、貧乏に耐えながら一人息子を育て上げた女性だった。彼女は息子との結婚は身分が釣り合わない、とやんわり反対してきたのである。「私は彼女の真っ白な髪の毛を見つめながら、黙って聞いていました。わたしには分かりました。彼女は息子が子持ちの後家をもらうのを望んでいないということが。後家は不浄なもの。不吉なもの。それを娶るのは体裁が悪いのです。」しかし、彼女はこの母親の世代の寡婦の道徳を拒否し、自分の力で愛情と幸福を勝ち取ってみせると心に誓う。ところが「私が恐れているのは、次の世代なのです。私は愛する子供たちがほんとうに恐い」と言う。三つめの最も大きな障害とは子供たちの反対だったのだ。子供たちはこれまで郵便配達夫をあれほど慕っていたのに、母との関係を知ったとたん猛烈な拒否反応を示す。しかし、この子供たちの態度は、一般に考えられるような、母の中に女の部分を見たくないという子供の側からの拒絶反応とは少し異なるように思われる。息子の望望は母のことを「恥知らず」だと言い、娘は泣き喚きながら「私たち母さんの面倒をみるし、そばにいて、大事にするわ。——だから考え直してよ。それに娘の私がもうすぐ結婚だというのに、どうしてお母さんが再婚できるの？お母さんが平気でも、私や彼や望望は世間にどう顔向けするの（原文：怎麼做人）。わたしたちのことを考えてよ」と言って反対したのである。結局この未亡人は再婚を断念してしまう⁽⁴¹⁾。若い世代にも、寡婦の再婚は恥ずべきもの、子として世間に顔向けできないものだと受け止められているのである。

このほかにも、こうした寡婦の感情生活が子供たちに理解してもらえない悲しみを描いたものに、問彬「心祭」(1983年)、浩然『郷俗三部曲』(1993年)などがある。

改革開放後、中国の都市部において市や婦女連合会が運営する「老人結婚紹介所」には再婚を望む男女が多数相談に訪れるようになった。上海では開設1カ月で800名、北京のある紹介所では一年で1300名、西安では5000名——の登録者がいるといい、これらの数字は古い道徳観からの解放を意味するかのようである。しかし、実態を調査した報告者はこうした楽天的な感想に待ったをかける。いざ再婚話が具体化すると子供たちの猛反対にあうケースが多いからである。子供たちが親の再婚に反対する理由は、財産分与の問題から感情的な問題(年をとってからの再婚を「ふしだら」だとみなす道徳観など)まで様々であろうが、際立っているのが、再婚後も老夫婦の新居に子供やその家族が押しかけて、室内の物を壊したり親に暴力を振るってまで反対する子供がいることである⁽⁴²⁾。子の側の言い分は、自分たちはちゃんと親に孝を尽くしており、食べることに不自由させなかった、それなのに何の不満があるのか、ということらしい。つまり、親が再婚すると子供たちは社会から「孝」が足りないと思なされ、子としての「面子」が潰される、と受け取るのである。親の新居に押しかけて大騒ぎするのも、自分たちの「不孝」を社会に対して公に否定するためのものであろう。ある極端なケースでは、母の再婚話を聞いて自殺未遂までした息子がいる。子としての孝が足りず亡き父に申し訳ないというのがその理由だった。この論理は、後に第三節で触れる、母親が自分で選んだ再婚相手には猛反対するのに、一族の者が選んだ相手であればなぜ子供たちはあっさり受け入れてしまうのか、という疑問を説明する際にも有効である。それは子の親に対する「孝」が、親への愛情として内面的に作用するのではなく、対外的なパフォーマンスとして作用するからではなかろうか。そして特に母親に対しては、守節の要求が社会通念となっているために子供たちの反発は一層強くなる

のであろう。民国以来歴史的に男性のほうが再婚率が高く、また結婚紹介所の登録者の男女比が3：1と、男性のほうが高いのも⁽⁴³⁾、こうした社会の風潮の反映だと思われる。

以下、改革開放後の中国社会で実際に起こった事例を取り上げて、寡婦の再婚難の実態をおさえておきたい。

たとえば1984年、ある寡婦が妻を亡くした男性と再婚をしようとしたところ、双方の生産隊が結婚証明書を出そうとせず、夫家の一族や母方の親戚、さらに友人までもが「貞節を失う」と言って反対した話がある。このレポートによれば、「調査したところ、こういった寡婦の再婚難の状況は、農村だけでなく町でも同様に存在する。そのため一部の中年の夫を失った女性幹部たちは連名で康克清（婦女連合会会長…白水補）に手紙を出し、『今日多くの寡婦たちには婚姻の自由がない』と…訴えている」⁽⁴⁴⁾

また、1980年代も終わりの年、広東省珠江デルタに位置するこの農村部では、男性が嫁をとった場合、その女性は容易に当地の戸籍を得ることができるが、寡婦が外から婿を入れようと（招夫）すると、戸籍から締め出してしまう郷規があるというのである。また子供を連れて再婚すると、亡夫の家の先祖を祭る者がいなくなると非難され、かりに子供を夫家に残して、自分だけ再婚すれば、今度は子供を見捨てて男に走ったふしだらな女とみられてしまうという。とにかく寡婦の再婚に対して村全体で露骨な干渉と嫌がらせが行われているのである⁽⁴⁵⁾。いうまでもなく、法律では、すでに1950年の婚姻法第2条で「寡婦の婚姻自由に干渉することを禁じる」と明記され、1981年の新婚姻法、さらに85年前後に各省で公布した「婦人・児童・老人の合法的權益の保護に関する若干の規定」において、より詳細に婚姻の自由は保証されている。たとえばここで取り上げた広東省でも、85年に同規定が公布・施行され、その第3条には、「配偶者と死別し、あるいは離婚した婦人の再婚する、あるいはしない自由への干渉を禁止する」と明記され、第11条には「女子の家の戸籍に入った

男子の家族の成員も、当地の居民と同等の権利を得られ、何人も差別したり嫌がらせをしてはならない」という規定があるにもかかわらず、上記のような「郷規」がまかり通っているのである。

さらに《人民日報》1983年4月15日付けの報道⁽⁴⁶⁾によれば、内蒙古自治区で、寡婦の再婚に反対した寡婦の父方の叔父たちが、二人を縛りあげて暴行を加え、さらに相手の男性の目をくり抜いて失明させるという事件が起こっている。かれらの暴行の動機は寡婦の守節を望む封建的な思想による、とある。

これらの事例は、建国後半世紀を経た今日でも、寡婦に対する守節の呪縛が、都市、農村を問わず、社会全体に（寡婦本人を含む女性たち自身の中にも）根強く残っていることを示しており、寡婦の自由再婚が、家族、一族、そして村全体の儒教的倫理規範を揺るがし、彼らの面子にかかわるものとして捉えられていることがわかる。

(二) 中華人民共和国時期の寡婦の強制再婚—寡婦をとりまく環境

では、社会主義中国になってからの寡婦の強制再婚の実態はどのようなのだろうか。たとえば1949年から98年まで《人民日報》に記載された寡婦の再婚に関する報道300件余りを調査した限りでは、寡婦の再婚は一族の承認を得ているからであろう（つまり自由再婚ではない）、混乱もなく、ごく普通に広く行われていることが確認できる。再婚の動機については、「貧困のために迫られて改嫁した」と記されているだけである。以下、寡婦の強制再婚を促す様々な要因の中から一、貧困、二、人口性比の不均衡、三、結婚の決定権、四、財産権に分けて整理してみたい。

一、「貧困について」、ある資料（1991年実施。調査対象は10省、自治区、直轄市の12500組の夫婦20～54歳。再婚率には、離婚再婚も含む⁽⁴⁷⁾）によれば、二度以上結婚している者は、

都市 男性 1.88% 女性 1.22%

農村 男性 0.91% 女性 1.47%

となっている。農村で女性のほうが再婚率が高い理由について、調査者はつぎのように述べている。

これはけっして女性の地位が男性より高いことを意味しない。恐らく女性が経済的に独立していないことと関係があるのだろう。農村では、男性労働力がないと家庭生活を支えることができないからだ。一部の離婚した、あるいは配偶者と死別した女性は、子女を養育し家庭生活を維持するために、往々にして再婚によって自分の生活の境遇を変えようとする。それゆえ、農村女性の再婚は容易に社会の承認を得るのである。

この傾向は、女性人口に占める喪偶率（配偶者死亡率）を都市と農村で比較したデータ（1990年実施。11の省・直轄市の22103人。対象は18～64歳）⁽⁴⁸⁾によっても裏付けられる。これによると女性人口喪偶率は、都市4.3%、農村3.4%であり、農村のほうが寡婦が少なく、都市よりも農村で寡婦の再婚が多いことを示している。そしてそれは主として経済的要因であると推測されている。また、老齢に達した寡婦の場合についても、前出の「老人結婚紹介所」の実態調査によれば、同所に訪れる人の五分の一が子供に追い出されて行き場を亡くした老人であり、そのほとんどが女性であるという。息子夫婦と同居し、家事や孫たちの世話をしている間はよいのだが、孫たちが大きくなってその必要がなくなると、経済的に無力な寡婦はやっかい者扱いされて再婚を迫られるのである（独身男性の場合、退職金や幾許かの蓄えがあるため、このような経済的理由による再婚問題は起きにくい）⁽⁴⁹⁾。

中華人民共和国成立後は、女性自身が労働によって収入を得ることができるようになり、理論的には、貧困を理由に望まぬ再婚をさせられることはかなり減少したはずである。しかし以上のデータが示すように、現実には貧困による

強制再婚は相変わらず多い。この女性が貧困に陥る背景として、次の幾つかの点はおさえておきたい。

1990年代の女性の就業率は7割を超え、特に20～49歳の女性（女性の定年は男性より早く、一般に50歳から55歳に設定されている）ではおよそ9割が仕事についている。しかし、女性の収入は男性の7～8割であり⁽⁵⁰⁾、さらに、都市と農村を問わず、もともと一人の収入は低く抑えられ（ $1+1=2$ ではなく、たとえば $0.6+0.4=1$ のパターン）、一つの家の経済はふつう複数の収入によって維持されている。そのため、夫の収入が途絶えた母子家庭では、生活水準が急激に下がり、特に農村では相対的に生活水準が低いうえに、主要な働き手を失った痛手は大きく、今日でも食べていけなくなる家庭が出現するのである。

改革開放後は、確かに経済状況は大きく進展した。しかしそれと同時に経済格差が広がったことも事実である。貧困の概念は国によって異なるが、中国では、年間の純収入が200元以下を貧困とみなしており、この基準でみると1985年の貧困人口は1.03億、全農村総人口の12.3%を占め、全国各地に分布している⁽⁵¹⁾。当然、貧困地区をはじめやや貧しい地区の寡婦の中には、食べていくために再婚せざるを得ない者が多くなる。

また、女性の就労人口の約7割が農林牧漁業など第一次産業に従事しており⁽⁵²⁾、社会保障の点で極めて不利な条件下にある。つまり、日本のような年金制度（国民年金、寡婦年金、遺族年金など）が普及しておらず、養老年金は男女とも国有制および都市の集団所有制の企業・事業体の従業員しか受けられないため、都市部の個人経営者や多くの農業労働者の老後の生活保障は、いまだに各家庭に任されているのである。1987年の調査では養老金を受けている女性は、市で49.1%に対して、県では1.1%であり、公費医療を受けているのは、都市部で26.35%、農村部で0.33%である⁽⁵³⁾。つまり中国女性の大多数が農村に住み、第一次産業に従事しているため、女性の中でこうした社会保障を受け

られるのはごく少数であり、多くの女性たちが老後の不安を抱えているのである。特に子のない寡婦の老後は、かつては人民公社を主体とする協同医療制度や「五保戸」などの医療・福祉システムがあったが、改革開放後は当該地区の対応に任されるようになったために非常に不安定な状況におかれている。以上、こうした様々な経済的背景も寡婦が再婚へと促される要因として捉えておく必要があるだろう。

次に、二、「人口性比の不均衡による結婚難の問題について」、明清時期には経済的貧困のほかに、歴史的な人口性比の不均衡と人口流動による一部の貧困地区における慢性的な嫁不足も寡婦の再婚を促す要因として挙げられていたが、中華人民共和国成立後は、この問題は解消されたのだろうか。

性比バランスを崩す人口移動には、主として三つの要因が考えられる。一つは経済的要因（労働）に伴う人口移動であり、たとえば新興工業地区である安徽省淮北市は男性労働者の流入が著しく、1980年には性比が女性100に対して男性が200を超え、29～36歳の各年齢層の性比は300を超えるなど、著しい男女性比率の不均衡を引き起こしている。また二つ目の要因としては政治的要因による人口流動があり、これは男性人口の増加による嫁不足という現象とは反対に、一部の地域で女性の結婚難という現象を生んでいる。原因は、主として文革時期に下放した大勢の青年達の中で、女性が後に出身地に戻らずにその地に残されたままになっているからだといわれている⁽⁵⁴⁾。さらに三つ目として結婚による人口移動もあり、それはいま社会問題となっている女性の人身売買・売買婚に象徴される。これらの女性には、騙された者と自ら望んだ者の両方が含まれるが、彼女たちの出身は四川、雲南、貴州、湖南など西南部の貧困地区が大半を占め、女性を買う男性側も山東、河北、蘇北、など東北部の比較的貧困地区に多い。値段は正規の結婚に必要な費用よりもかなり安く平均3000元という。四川はもともと自然災害や政治運動による人口流出の大きい地区であり、60～70年代には全国の流動人口のうち40%を四川出身者が占め、現在でも

農村女性の外への流出が最も多い地区となっている⁽⁵⁵⁾。こうした経済的あるいは政治的人口移動による一部地域の性比の不均衡は結婚適齢人口性比の不均衡を引き起こし、たとえば87年の未婚率を男女別で見ると、30代の未婚女性0.45%に対して未婚男性は6.95%（女性の約15倍）であり、地域によっては男性未婚人口が女性の50倍以上のところもある⁽⁵⁶⁾。

さらにこのような人口流動による性比の不均衡以外に、中国全土に及ぶ歴史的な出生性比率の不均衡も嫁不足に拍車をかけていると推測される。たとえば、1952年河南省魯山県では、女兒の間引き（ある産婆は14年間に女兒369人を溺死させていた）や冷遇・虐待による死によって、八区余莊郷では未婚女性5人、独身男性は81と、男女のバランスが崩れており⁽⁵⁷⁾、最近の例でも人工中絶などにより1980年以来出生性比が持続的に上昇しつづけている。普通、出生性比は女100に対して男105前後が安定的だと言われているが、中国では1986年に110.95、1989年には114.7と上昇の傾向にある。

以上、このような今日の中国に存在する歴史的、経済的、政治的要因による人口性比の不均衡は男性の結婚難という社会問題を引き起こしており、社会の当然の要求として寡婦の再婚を強く促す働きをされると考えられるのである。

次に、三、「結婚の決定権」について、簡単にふれておきたい。

1990年の調査では、農村の社会的流動性は都市部に比べて極端に低く、たとえば、職業選択において男性の76.3%、女性の86.4%が「代替わり・農業継承」をしている⁽⁵⁸⁾。つまり中国の農村社会では戸籍の縛りによって、若者の大半は結婚後も農村に住み、閉鎖的な社会構造に組み込まれ続けるという構図が存在するのである（近年の都市部への大量の労働力流出でも、妻は農村に残って農業に従事するケースがほとんどである）。こうした中での結婚の決定権についてしてみると、初婚の場合、かつては父母の命による旧式結婚が1920年代では都市部で80~90%、30年代では55%を占めたが、農村部ではほぼ100%が旧式結婚をしていた。社会主義中国になると状況は大きく変わり、結婚を自

分で決める者が、都市では9割、農村では7割に達している。しかしながら、たとえ最終的に本人が決めたものであっても、その前段階である相手と知り合う方法をみると、自由恋愛によるものが都市部の女性では4割を占めるのに対し、農村女性は1.5割であり⁽⁵⁹⁾、あとは友人父母親戚の紹介によっている。たとえば1995年に行われた華北農村調査によれば⁽⁶⁰⁾、一口に紹介による結婚といってもその内容には幅があり、極端な場合には結婚前に一度会っただけというケースも含まれているのである。文学作品では仲人婆さんの活躍を描いた朱曉平『桑樹坪紀事』『六孀子』(1985年)⁽⁶¹⁾が参考になるだろう。初婚の場合でこのようであるから、寡婦の婚姻の自由(再婚する、しない自由)は当然相当の制約を受けているのでないかと推測され、すでにみたように、紹介によらない自由再婚が干渉をうける背景にもなっている。

最後に、四、寡婦が再婚する際の「財産権」について補足しておきたい。この問題は、寡婦の側からすれば経済的要因となって再婚にブレーキをかける働きをするものであるが、亡夫側からすれば寡婦の再婚を促す要因ともなるものである。寡婦の財産処理に関する法的規定をふりかえれば、かつて寡婦は再婚時には財産に関する全ての権利を放棄していたが、1930年12月公布(翌年5月に施行)の国民党の新民法(民法第四編親族編、第五編繼承編)において、夫から相続した妻の相応の財産はそのまま再婚時に持参することが法律的に認められるようになった。同じころ共産党がソビエト区で出した民法でも同様の内容が盛り込まれている。そしてこれら妻の財産権に関する規定は1950年の中華人民共和国婚姻法(第12条:夫婦相互に遺産を繼承する権利)によって全国的に適用され、今日に至っている。しかし中国では女性は結婚すると夫方住居に住むのが一般的であるため、特に農村の場合には、嫁が亡夫の財産を持って出て行こうとすると一族の強い抵抗に遇うのが常だった。彼らは国の法をまったく無視して、寡婦の再婚時にすべての権利を放棄させようとしたのである。そして改革開放後ようやく寡婦が自らの法的権利に目覚め、勇気をもって裁判に

訴える事例が頻繁に報告されるようになる。たとえば、1993年山東省濰坊市中級人民法院の報告によると、「改嫁帯産」（離婚再婚を含む）に関する訴訟が、財産継承に関する訴訟の70%を占めているという⁽⁶²⁾。以下、《人民日報》から事例を2件紹介しておこう。

〔1〕寡婦が子供を連れて再婚しようとしたところ、亡夫の兄が、これまで住んでいた家の売却を許さず、さらに二人の子供をおいていくように要求したケース。

（農村：1983年8月3日）⁽⁶³⁾

〔2〕夫を交通事故でなくした寡婦が、姑から一人息子を置いて再婚するように言われ、10日以内に家を出るように要求されたケース。姑は家の所有権を主張し、さらに夫の持ち物一切の持ち出しを禁止した。

（天津・都市：1988年12月5日）⁽⁶⁴⁾

前者の事例は寡婦が自由再婚を望んだ時、後者は強制再婚の場合である。裁判の結果、いづれも夫の財産および子に対する寡婦の側の権利が認められているが、まだ社会には民国時期と同様、寡婦の再婚に際しては財産だけでなく、子も残していくように要求する慣習が残っていることがわかる（1946年から98年までの《人民日報》に載った寡婦の再婚に言及した記事を調査した結果、再婚時に子供を残すケースが殆どであった）。残された家屋やわずかな家具そして子供たちも、一族にとっては大切な財産であるからだ。1990年の調査によれば、「寡婦は再婚時に、先夫の子供と家族に財産を残すべきだ」と考える者が、都市部では28.3%、農村部では51.1%を占めている⁽⁶⁵⁾。法的権利意識の目覚めは始まったばかりであり、寡婦の再婚はまだきわめて不利な状況下で行われているのである。そしてこの慣習は、寡婦の強制再婚を促す要因として見逃すことはできないと思われる。

(三) 族規・郷規——寡婦の強制再婚

以下、建国後の事例のなかから、寡婦が愛人との再婚を申請して拒否されたばかりか、さらに望まない相手と強制再婚させられた事例をいくつかみてみたい。

《人民日報》1951年9月16日付け、山東省臨城県でおこった事件⁽⁶⁶⁾。寡婦の楊氏が愛人の張氏の子供を産み、1950年8月から他村で生活していたが、婚姻法が公布されたので、元の村に戻り婚姻届けを提出したところ、同県六区區長が、張氏を婦女誘拐罪で拘束し、楊氏との結婚を認めなかったばかりか、楊氏に炊事員の謝氏と再婚するように強要、10数日に及ぶ脅迫によって楊氏はしかたなくこの再婚を承諾した、という事件。この事件は民衆が不満を述べたことで発覚し区長は処分され、冤罪を解かれた張氏は楊氏との結婚が認められた。この事件が起こった原因は、報道によると、区長ら幹部が婚姻法を理解せず、封建的な思想にとらわれていたからだである。

同じような事件は最近でも起こっている。《人民日報》1984年1月12日付け「一起嚴重干涉寡婦再婚案始末」⁽⁶⁷⁾によれば、この事件は河北省易県の西南山区にある七峪公社でおこった。中年の寡婦が知り合いの紹介によって近隣の公社の男性と再婚することになった時、亡夫の家の者に反対され、さらに強引に同族の男性との婚姻届けに署名させられてこの男性と無理やり同居させられた、という事件である。この強制再婚事件には一族の者たちだけでなく、大隊党支部書記、公社婦女連主任など村の幹部たちまでもが公然と加担していることが注意をひく。そして幹部たちが夫家と同じ王姓であることから、同族同宗による村ぐるみの犯罪の可能性が強い。この事件は、ただ単に（もしあれば）寡婦の有するわずかな財産が一族の外に流出するのを防ごうとした経済的要因によるものというよりも、より大きな動機として、寡婦に対する支配権が揺るがされた時の一族の男たちの強烈な反発があるように思われる。この二つの事

例は、犯罪として告発されるような悪質なものであるが、問題はこうした個別的现象の根底にある社会の体質であろう。

中国の村落社会の構成は、地域によって違いがあり、華北地域は「雑姓村」が普通だが、華南地域は血縁的宗族団体が地縁的村落社会の基礎となっているような「宗族郷村」が多く、顕著な場合には、単一の宗族から構成されている村落が存在するといわれている⁽⁶⁸⁾。社会主義中国になると、これらの「宗族郷村」が人民公社化の過程で生産隊など一つの組織にそのまま組み込まれることも当然あり得た。

朱晓平『桑樹坪紀事』(1985年)⁽⁶⁹⁾は、1960年代末の下放青年の目を通して描かれる陝西省の山村の物語である。その第二話「桑塬麦黄」は、寡婦となった若い女性が、夫の死後、その弟に無理やり嫁がされ、婚礼の晩に井戸に身投げした話である。

この作品の舞台である桑樹坪という村は10数所帯、村民100名ほどの小さな村で、一人を除いて全員が李姓の、一姓一族の村である。この村で一つのプロダクションをつくり、生産隊長の李金斗は族長でもあった。「金斗は土地の守り神も同然で、かれの口から出る言葉はえらく権威をもっていた。村の老若男女だれしものが、金斗の意向に従い、金斗の顔色をみて行動した。——人々は世代の上下を重んじて、血族意識が強く、さらには金斗は解放とともに村の幹部になり、この村を整然とおさめてきたのである。」自殺した若い寡婦彩芳はこの李金斗が息子の嫁にするために童養媳として買った娘だった。ところが結婚して半年もしないうちに長男の満娃が死亡したため、こんどは弟の倉娃の嫁にしようと考えていた。障害をもつ倉娃に嫁をもらうには大金を積んでも難しく、それは彩芳を他の男と再婚させて手に入る結納金の比ではないからだ。

この物語には、寡婦に守節を要求する雰囲気はまったくうかがえず、貧しい村では寡婦の再婚は一般化していること、そして彩芳の恋愛が一族をあげての干渉にあい、望まぬ相手と強制再婚させられるのも、すでに上げてきた事例と

共通する。

若くして寡婦となった彩芳に恋人ができた。二人は駆け落ちしようとするが、金斗の差しがねで村の男女が二人をとりおさえ、相手の男は縛られて殴られる。主人公が止めにはいると、「間男を捕まえたのだ、殴るくらいまだ手ぬるいほうだ」と言う。結婚によらない男女の交際を姦通と呼んで取り締まる昔からの慣習が、1960年代最後の年にも、まだこの村では国家の法規を超えて通用しているのである。金斗は相手の若者を女子誘拐犯として隊名義で公社に訴える⁽⁷⁰⁾。そして翌日、金斗は次男の倉娃と彩芳の結婚式を慌ただしく整え、婚礼の夜、彩芳は行き場を失って井戸に身を投げて自殺する。村の女たちはその井戸に唾を吐きかけ、彼女を身勝手な女だと罵るのだった。

同じく朱暁平「小桂」(1989年)⁽⁷¹⁾は、寡婦である小桂の再婚相手に、族長の金斗が村の利益と私憤を晴らすために、品行のよくない足の悪い男を選び、これに小桂が抵抗する話である。時代背景および登場人物は『桑樹坪紀事』と共通する。小桂は両親を早くに亡くし、よその村に童養媳にやられた女性である。彼女はその家の兄弟二人から性的蹂躪を受け、15歳で兄のほうと結婚し、数年後にその夫を病気で亡くす。その後再婚を迫られて嫁家を逃げだし、家畜の仲介人をしていたところを、主人の悪事に連座して逮捕され、保護観察つきで桑樹坪に戻って来たのだった。彼女は、李姓のこの村でただ一人姓を異にする老何から、彼女の両親が族長の決めた結婚に従わず、自由恋愛で結ばれていたために村人から村八分にされていたこと、二人が病死する直前は誰の助けも得られず悲惨な状況だったことを聞かされる。そして倉娃の口から、族長の金斗が彼女を早々に再婚させようとしているのは、彼女の両親が残した僅かな財産(金斗にとっては一族の財産であった)を彼女に返すのが惜しいからだということを知る。金斗は陰でその足の悪い男に再婚後この話を持ち出さないという条件をつけていたのだ。小桂は彼女に手を出してきた倉娃を存分に痛めつけて仕返しをする。翌朝、金斗は祠堂に一族を招集して宗族会議を開いた。小桂

の再婚話を決定するためであったが、その裏には自分の息子の倉娃がやり込められて面子を潰されたことに対する金斗の復讐心があったのである。

金斗は「小桂には目下家長がないので、わしらの一族で決めるのが理にかなっている」と言い、一方的に再婚話を決めようとする。彼女は「自分の事なのに、どうして自分できめられないのか」と反論するが、これには村の女たちまでが「どこの家が娘の大事を自分で決めさせたりするかね」といい、「父母の命、媒酌の言があってこそ、まっとうな娘だ」と口々に批判しだした。金斗は小桂が一瞬黙りこんだのを見て、「何も言うことがないようだ、この件はわしら一族の中で話をついたことになる。いづれ日取りが決まったら、とにかくわしら李姓一族、賑やかに送り出してやろうじゃないか」と会の終わりをづけようとする。

彼女は思いっきり泣きわめきたかった。しかし、目の前に並ぶ村人のうすぼんやりした顔が目に入った瞬間、彼女は突然理解した。泣いてもわめいても無駄なのだ。かりにそうしても、これらの人達の心を動かすことなどできはしないのだ。こんなことはみな彼らの心のなかでは、まるで飯を食べ、働き、寝るのと同じように自然で、天経地義、あたりまえのことなのだから。

彼女はこの村では婚姻の自由などという論理は通用しないことを悟り、彼らと同じ土俵で戦うべきことを知る。彼女は静かに立ち上がり、金斗の目論見を暴露したあと、最後にこう言って祀堂を出る。

「あんたたちはいつ私を一家の者、一族の者としてみてくれたかしら？私の事に構わないでちょうだい。もし私の事に口出ししたければ、この十数年間の私に対する借りを返してからにしてほしいわ。返せないのなら、構わないでちょうだい。私は自分で嫁ぎたいと思った相手と結婚するのよ。」

「おまえ逆らうのか」金盛が大声を上げた。

「不孝者め」金斗が叫んだ。

村じゅうの者が口々に罵り出した。

祀堂は爆弾でも落ちたように混乱した。

その後、彼女はどうなるのか。結末は描かれていないが、恐らく小桂は宗族支配に取り込まれそうになっている自分の身を守る唯一の方法として一族の枠から出る道を選択するのではないか、それを予感させる結末になっている。朱暁平は農村では今でも宗族という具体的に目にみえる形で女性の性と生が束縛されている現実を直視し、この作品でこれまでの犠牲者としてのイメージの強い寡婦とは異なる、宗族支配に一人で立ち向かった新しい寡婦像を作り上げている。

以上をまとめれば、家族や一族の者が寡婦の存在を認めるのは、おとなしく守節して一生を終える寡婦か、あるいは一族の決めた再婚に黙って従うかのいづれかであり、もし寡婦が自由意志によってこの既定の枠から少しでもはみ出そうとした場合には、容赦のない攻撃や制裁が加えられるということであろう。そして、こうした宗族における包摂と排除の論理が女性に対して、とりわけ寡婦に対しては極めて露骨に適用されることをこれらの事例は示しており、多くの女性が、恐らく、こういった現実を前にして萎縮し、自己放棄の道を選択せざるを得なかっただろうと推測されるのである。

まとめ

最近の自由化政策の中で宗族の活動が活発になってきたニュースを度々耳にするようになった。各地で祀堂の改修・建築が行われ、一時中断していた族譜が再び書かれるようになったのである。

浙南C県の、民国初年から今日まで、文革中も途絶えることなく書き継がれてきた族譜20余種（部）の調査記録（1992年実施）⁽⁷²⁾をみてみよう。それには社会主義中国以降も寡婦の守節や再婚をめぐる次のような記述がみえる。

事例1：1974年改定「江夏群 Ha 氏宗譜・凡例」

「夫が死亡し、再婚する者があれば、記載を書き直し、生没をとどめず、死亡して異姓の鬼となった時、孝子慈孫がこれを引き取るところを許さない」

事例2：1976年改定「有疊郡 Ce 氏宗譜・族譜凡例」

「若くして守節する者があれば別に伝を立てこれを表彰すること」

事例3：1978年改定「河間郡 Zn 氏宗譜・凡例」

「夫が死亡し妻が家を出る場合、ただ某氏と書き改め、生没を記載せず、宗廟より去り義を絶ったことを示すこと」

調査者によると、このような寡婦の守節を推奨し、再婚を貶めるような言葉がこれらの族譜に記載されなくなるのは最近のことであるらしく、それは彼ら一族の経済状況が経済改革の波にのって大きく好転してから後のことだという。しかし、たとえ宗族の内部の革新が絶えず進行しているとしても、調査者が指摘するように「現代族譜にみられる女性の地位の変化の実績は、まだ政府が提唱し社会が期待するものとの間に明らかな差がある」のである。失われた帰属意識を強化し、再び一族の結束を強めることは、転換期にある中国社会を生き抜く大きな原動力となるであろう。しかしその反面、節婦烈女の牌坊が再び建てられるなど、宗族の復活は、思想的な逆戻り現象（あるいは顕在化）を引き起こしているのである。

一般に中国の伝統社会は、国家と社会のはなはだしい乖離によって特徴づけられるといわれている。「国家の官僚支配が直接及ぶのは州県行政までであり、最末端の行政単位である県より以下のレベルの社会では、宗族や村落による広範な自治・自立領域が存在する」⁽⁷³⁾という国家と社会の二元的構造があった。

そしてこのような二元構造を徹底的に打ち崩し、国家の社会に対する一元的支配を完成させようとしたのが毛沢東の社会主義革命であった。この革命の成功の鍵は、封建的な宗族支配を打破すること、それは土地改革の推進と婚姻法の貫徹にかかっていたといわれている。しかし、土地改革から人民公社化にいたる政策が中国の家父長制を完全に解体させることができたかについては、『フェミニズムは中国をどうみるか』⁽⁷⁴⁾の著者であるJ.ステイシーなどから疑問が出されている。ステイシーが言う家父長制社会主義というイメージは本稿でとりあげた資料や小説によってますます補強されていく。中華人民共和国になってからも依然として国と社会の二元的構造は存在し、国の法の届かない社会で女性たちは男たちの勝手な論理の支配を受けているのである。寡婦の婚姻の自由を阻むものは、単なる経済的要因だけでなく、また、「純粋な」礼教の影響だけでもなく、これらと複雑にからみあい、相互に補完しあって、女性抑圧を生み出す温床となっている強力な宗族（父系血統権力）の存在も無視することはできないことを、以上の事例は伝えている。

- 1 拙稿「中国現代文学にみる民国時期の蓄妾制」《日本中国学会報》第51輯（1999-10）。なお、権力を握った寡婦については、「近現代中国文学にみる寡婦の形象——権力者としての寡婦」《横浜国立大学教育人間科学部紀要 第II類》No.3 2000年10月を参照されたい。
- 2 夫馬進「中国明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から』（前川和也編 ミネルヴァ書房 1993-4）
守節の要求が強まった時期を明以降とする説は、すでに聶崇岐「女子再嫁問題之歴史的演變」《大中》1=4（1946-4）に、また最近では辛更儒「論宋代婦女改嫁不受世論非議」《婦女研究論叢》1999年第3期がある。夫馬氏の上記論文は詳細な資料により宋代説を修正しただけでなく、さらに守節の要求と同時に存在する強制再婚も視野にいれて総合的に論じたところに新しさがある。また宋代だけでなく元代の上流社会においても再嫁が広く行われていたことを論じて、従来の説に修正を求めたものに張靖龍「元代婦女再嫁問題初探」《社会学研究》

1993-1がある。なお、民国時期の寡婦について触れたものに林純業・張春生『中国的寡婦』（国際文化出版公司 1993-11）があるが、従来の宋代説を無批判に踏襲しているため、民国時期の寡婦の守節を強調しすぎ、ために再婚の風習との関連について論述に混乱が生じている。

- 3 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社 昭和42年3月初版、昭和51年8月第2版）第四章「婦女の地位」第二節「寡婦の改嫁」参照。引用はp.333, 423
- 4 小野和子『五四時期家族論の背景』（同朋舎 1992-1）p.52~63, 101~115
- 5 高邁「我国貞節堂制度的演変」《東方雜誌》32=5（1935-3）『婦女風俗考』（高洪興他編 上海文芸出版社 1991-10）所収。ほかに《人民日報》1953-2-8「安徽省舉辦婚姻法宣伝室」には、「安慶の“清節堂”で数十年にわたって監禁されていた寡婦たちも、今日解放された」という記事がみえる。他に参考文献としてスーザン・マン/岸本美緒訳「清代の社会における寡婦の位置」《お茶の水史学》29（1985）、および Susan Mann 「Widows in the Kinship, Class, and Community Structures of Qing Dynasty China」《Journal of Asian Studies》Vol.46, No.1（1987-2）がある。
- 6 他に「招夫」という形式が、ごく少数ではあるが存在した。寡婦が亡夫の家に残って後夫を招き入れる再婚の一種である。これは、わずかな財産を有するものの、義父母に仕える者が他におらず、また労働力が不足する家で行われることが多かった。
- 7 孫俚工「家風」『海的渴慕者』（民智書局 1924-3）所収
- 8 台静農「燭焰」《莽原》2=4（1927-2-25）
- 9 施蛰存「春陽」『善女人行品』（上海良友圖書印刷公司 1933-11）所収
- 10 柔石「怪母親」《朝花旬刊》1=6（1929-7-21）
- 11 蕭紅「小城三月」《時代文学》1=2（1941-7-1）。引用は『蕭紅全集』（下）（哈尔滨出版社 1991-5）p.692
- 12 唐侯（魯迅）「我之節烈觀」《新青年》5=2（1918-8）。引用は『魯迅全集1』（学習研究社 1984-11）p.177, 179 北岡正子訳を使用した。
- 13 1935年に行われた鄒平県政府と山東省鄉村建設研究院の合同戸籍調査。鹿立「山東農村婦女発展50年管窺」《人口学刊》1994-3, 《復印報刊婦女研究》1994-4に引用
- 14 小野和子『五四時期家族論の背景』第一、二章（上掲注（4））
- 15 王瑩『宝姑』（中国青年出版社 1982-9）第29章。執筆は1946年~54年。
- 16 沈從文「巧秀和冬生」《文学雜誌》2=1（1947-6）。引用は『中国新文学体

- 系1937-1949】第4卷(上海文芸出版社 1990-12) p.193, 194
- 17 魯迅「祝福」《東方雜誌》21=6 (1924-3-25)
- 18 慰冰「從征行——興巢的婦女生活和売買婚姻」《中国婦女》1=3 (1939-8)
- 19 慰冰「旧社会一角裏的婚姻地獄——興巢通信」《中国婦女》1=8 (1940-1)
- 20 仁井田陞『中国の農村家族』(東京大学東洋文化研究所 1952-8) p.193, 194
- 21 『中国民事習慣大全』(広益書局 1924-1) 引用は p.137
- 22 寡婦の再婚時の風習については、鄭永福・呂美願『近代中国婦女生活』(河南人民出版社 1993-4) p173~179 に詳しい。ほかに『中華全国風俗志』(広益書局 1923-6, 大達図書供應社 1936-3) や『民商事習慣調査録』(司法行政部編 1930-5) を参照のこと。また、50年代はじめにも、農民協会主任が寡婦の再婚に際して「過庄費」として麦など物品を強要した事例がある(《人民日報》1951-2-26「甘肅平涼県農民協会組織不純現象嚴重」)
- 23 『近代中国婦女生活』前掲注(22) p.174 および前掲注(13)
- 24 陳達『現代中国人口』(天津人民出版社 1981-10) p.59, 原載は《The American Journal of Sociology》1946-7
- 25 許傑「改嫁」《小説月報》18=2 (1927-2)
- 26 柔石「二月」(上海春潮書局 1929-11)
- 27 柔石「人鬼和他底妻的故事」《奔流》1=5, 6 (1928-10,11)
- 28 小野和子「婚姻法貫徹運動をめぐって」《東方学報》49 (1977-2)
- 29 《人民日報》1952-10-22「必須徹底改革司法工作福建省人民法院在永春県依靠群衆处理婚姻案件貫徹婚姻法的經驗」
- 30 《人民日報》1953-1-6「河南省魯巢是怎样貫徹執行婚姻法的」
- 31 《人民日報》にみられる寡婦の再婚に関する報道は、ほかに「實現男女平等, 爭取婚姻自由——看到臧溪村寡婦集体結婚群衆明白了婚姻法的好处」(1951-11-28), 「今年上半年各地執行婚姻法情况」(1952 8-28) など多数ある。
- 32 《新華月報》総13 (1950-11)「正確的掌握婚姻政策糾正处理婚姻案的偏向」, 原載《河北日報》1950-10-24
- 33 《人民日報》1951-4-30「正確執行婚姻法消滅封建的婚姻制度」
- 34 《人民日報》1951-9-30「一年來執行婚姻法的初步檢查和今後進一步貫徹执行的意見」, 原載《長江日報》1951-8-30
- 35 石果「風波」《人民文学》1953-9
- 36 《人民日報》1953-11-19「中央貫徹婚姻法運動委員会關於貫徹婚姻法運動的總結報告」。ほかに関連記事として《人民日報》1953-2-1「全国很多地区的事实表

- 明婚姻法執行情況極不平衡」など。
- 37 鹿立「山東農村婦女發展50年管窺」《人口學刊》1994-3, 前掲注(13) 参照。1991年10月, 山東省の10県1300組の夫婦に対する調査。
- 38 沙吉才主編『中国婦女地位研究』(中国人口出版社 1998-9) p.27.1991年に中国社会科学院人口研究所が10省の都市および農村の12500組の夫婦に対して行ったサンプル調査。
- 39 戴厚英「鎖鑰是柔軟的——」《広州文芸》1982-9~11
- 40 張弦「未亡人」《文匯月刊》1981-2
- 41 現実におこった類似する話に《人民日報》1986-11-21「改嫁之念引起的風波——一位烈士妻子, 婦女標兵的处境」がある
- 42 師学軍・冉阿麗「中国老人婚恋面面觀」『性觀念的躁動——性及婚恋報告文學集』(戴晴等編 作家出版社 1988-9) p.275, 293, および孫淑清「我国老年婦女的再婚問題」《人口与經濟》1991年5期(1991-10-25)
- 43 郭慶生「不落的星辰——当今中国老年再婚透視」『性別悲劇』(賈魯生等 今日中国出版社 1995-10) p.129, 131。鄭曉瑛主編『中国女性人口問題与發展』(北京大学出版社 1995-8) p.162によると, 配偶者と死別後, 再婚していない男女のそれぞれの人口に占める比率は, 30年代は男性8%, 女性17%, 80年代は男性4.45%, 女性10%, 90年代は男性3.8%, 女性8.53%とあり, 再婚率は民国以来一貫して男性のほうが高い。
- 44 《解放日報》1984-1-25「不許侵犯寡婦的婚姻自由」《復印報刊婦女研究》1984-1
- 45 関秀芳「冲破封建觀念的潜網——改革時期婦女解放散論」《広東社会科学》1989-3 《復印報刊婦女研究》1989-5
- 46 《人民日報》1983-4-15「不許干涉寡婦改嫁」
- 47 『中国婦女地位研究』前掲注(42) p.249
- 48 山下威士・山下泰子監訳『中国の女性——社会的地位の報告書』(尚学社 1995-7)「付録」資料 No.65, p.67。原書は『中国婦女社会地位概観』(中国婦女出版社 1993-8)
- 49 師学軍・冉阿麗「中国老人婚恋面面觀」『性觀念的躁動——性及婚恋報告文學集』前掲注(42) p.288, 313
- 50 『中国女性人口問題与發展』前掲注(43) p.61。『中国の女性——社会的地位の報告書』前掲注(48) p.77~89
- 51 『中国女性人口問題与發展』前掲注(43) p.299

- 52 1990年に行われた第四回人口センサスでは76% (『中国婦女地位研究』前掲注 (42) p.59), また, 1995年に行われた第五回人口センサスによれば, 第一次産業 (農・林・牧・漁) に従事する女性は女性就労人口 (15~65才) の73.57%を占め, わずかではあるがサービス業など職業選択に広がりを見せている。『中国性別統計資料 1990-1995』(中国統計出版社 1998-3), p.398~406
- 53 『中国の女性——社会的地位の報告書』前掲注 (48) p.83~88。および王文亮「中国の養老保険制度改革の現状」《中国研究月報》1999-6
- 54 張萍『中国の結婚問題』(新評論 1999-4)。p.74~77
- 55 庄平「關於我国売買婦女社会現象的分析」《社会学研究》1991年5期 (1991-9-20)
- 56 早瀬保子編『中国の人口変動』(アジア経済研究所 1992-1) p.22~23, 244 なお, 最近では「嫁不足」という社会現象と同時に, 一部高学歴女性の結婚難という新しい問題も現れている。
- 57 《新華月報》52-8「河南省魯山県婚姻問題的調査」, 原載は《長江日報》1952-7-21
- 58 『中国の女性——社会的地位の報告書』前掲注 (48) p.71
- 59 『中国婦女地位研究』前掲注 (42) p.242~3
- 60 三谷孝編『中国農村変革と家族・村落・国家——華北農村調査の記録』(汲古書院 1999-2) p.492, 506, 601。他に, 橋本満・李小慧「山東省小高家村」『現代中国の底流』(行路社 1990-1初版, 1998-5再版) p.214~5
- 61 朱曉平「桑樹坪紀事」第四話「六孀子」《鐘山》1985-2
- 62 《人民日報》1993-8-17「民間糾紛新探」
- 63 《人民日報》1983-8-3「寡婦改嫁如何行使財產所有權和繼承權」
- 64 《人民日報》1988-12-5「在她生活失望時」
- 65 『中国の女性——社会的地位の報告書』前掲注 (48) p.315
- 66 《人民日報》1951-9-16「山東臨城六区区长湯志高濫用職權干涉婚姻自由」
- 67 《人民日報》1984-1-12「一起嚴重干涉寡婦再婚案始末」
- 68 陳其南/林文孝訳「伝統中国の国家形態と民間社会」『アジアから考える4社会と国家』(東京大学出版会 1994-3) p.28
- 69 朱曉平「桑樹坪紀事」第二話「桑塬麦黄」前掲注 (61), 引用は杉本達夫訳『縛られた村』(早稲田大学出版部 1994-5) p.14
- 70 張弦「被愛情遺忘の角落」(《上海文学》1980-1) にも, 文革中の話として, 主人公の未婚の姉が恋人との密会の現場を村の者から取り押さえられ, 侮辱を

受けた姉は自殺，その青年は婦女暴行致死罪で逮捕される，という話がある

- 71 朱曉平「小桂」《中国作家》1989-6, 『石女』(中国社会科学出版 1993-3) 所収。引用は p.177~178, 180~181
- 72 劉小京「現代族譜中婦女地位的变化——以浙南C県為個案」《婦女論叢》8 (1993-4)
- 73 村田雄二郎「中国近代革命と儒教社会の反転」『中国という視座』(溝口雄三他著 平凡社 1995-6) p.258
- 74 J.ステイシー『フェミニズムは中国をどうみるか』(秋山洋子訳 勁草書房 1990-7)